

公立大学法人下関市立大学安全衛生管理規程

平成19年4月1日

規程第38号

改正 平成21年4月1日規程第23号
平成21年7月1日規程第28号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 安全衛生管理体制（第5条－第10条）
- 第3章 健康の保持増進のための措置（第11条－第22条）
- 第4章 安全衛生教育（第23条）
- 第5章 安全管理（第24条・第25条）
- 第6章 災害が発生した場合の措置（第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）の職員の安全管理及び衛生管理に関する事項について定めることを目的とする。

（法令等との関係）

第2条 職員の安全管理及び衛生管理に関しては、この規程及び公立大学法人下関市立大学職員就業規則、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則、公立大学法人下関市立大学臨時有期雇用職員就業規則並びに公立大学法人下関市立大学臨時職員就業規則に定めるもののほか、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他安全衛生関係法令に定めるところによる。

（事業者の責務）

第3条 理事長は、単にこの規程及び安衛法並びにその他安全衛生関係法令に定める労働災害の防止のための基準を守るだけでなく、法人における安全衛生管理の職務の統括責任者として、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における安全と健康の確保に必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、理事長が実施する労働災害の防止に関する措置に従わなければならない。

2 職員は、自ら体調に留意し、健康の不安の存するおそれや不調、自覚症状の発現等疾病のおそれの存する状態が生じた場合には、自ら産業医若しくは他の医師の診

断を求め、又は職場の上司に健康状態を申告するなど、積極的に健康を保持しなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(衛生管理者)

第5条 法人に、法令の定めるところにより、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、法令に定める資格を有する職員のうちから理事長が指名する者をもって充てる。

(衛生管理者の職務)

第6条 衛生管理者は、次に掲げる事項に係る技術的事項を管理するものとする。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (6) 安衛法第28条の2第1項の危険性又は有害正当の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (8) 健康診断の結果に基づく事後措置、作業環境の維持管理、作業管理及び健康教育、健康相談など職員の健康の保持増進を図るため必要な措置に関すること。
- (9) 職員の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること。
- (10) 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、衛生に関すること。

2 衛生管理者は、少なくとも毎週1回当作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 衛生管理者は、前項の巡視結果、講じた措置内容については、その都度記録し、保管しなければならない。

(産業医)

第7条 法人に、法令の定めるところにより、産業医を置く。

2 産業医は、法令に定める要件を備えた医師である者に委嘱する。

(産業医の職務等)

第8条 産業医は、次に掲げる業務のうち、医学に関する専門的知識を必要とする事

項を行うものとする。

- (1) 健康診断及び面接指導等（第19条に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び第20条に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事。
- (2) 作業環境の維持管理に関する事。
- (3) 作業の管理に関する事。
- (4) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
- (5) 衛生教育に関する事。
- (6) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び健康保持に関する事。

2 産業医は、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について、理事長又は衛生委員会に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

3 理事長又は衛生委員会は、前項の勧告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（産業医の定期巡視及び権限の付与）

第9条 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 産業医は、前項の巡視結果、講じた措置内容については、その都度記録し、保管しなければならない。

（衛生委員会）

第10条 法人に、法令の定めるところにより、衛生委員会を置く。

2 衛生委員会に関し必要な事項は、別に定める公立大学法人下関市立大学衛生委員会規程による。

第3章 健康の保持増進のための措置

（一般健康診断の実施）

第11条 理事長は、職員の健康影響、健康障害及び疾病を早期発見し、職員（公立大学法人下関市立大学職員就業規則第2条第1項第3号に規定する臨時職員を除く。以下この章について同じ。）の健康の保持増進を目的として、法令の定めるところにより、次に掲げる一般健康診断を実施しなければならない。

- (1) 雇入れ時の健康診断

- (2) 定期健康診断
- (3) 海外派遣職員の健康診断
- (4) 結核健康診断

2 前項各号の健康診断の実施日、受診対象者等については、その都度理事長が定める。

(健康診断受診の義務)

第12条 職員は、前条の健康診断の実施の際には、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

2 職員は、理事長が実施する健康診断を受けない場合は、他の医療機関において当該検査項目について健康診断を受診し、その健康診断ごとの結果を記載した医師の証明書を理事長に提出しなければならない。

3 共済組合が実施する総合検診（人間ドック）を受診する職員は、その結果記録の写しを理事長に提出しなければならない。

4 前2項の規定により証明書等を提出した場合において、当該証明等を受けた検査項目については、前条第1項各号に係る健康診断の検査項目を受診したこととみなす。ただし、同項第1号の健康診断については、採用前3か月以内に証明を受けたものに限る。

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)

第13条 理事長は、第11条の健康診断を実施した場合は、その結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、産業医の意見を求めなければならない。

(健康診断実施後の措置)

第14条 理事長は、前条の医師の意見に基づき、その必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、設備の設置又は整備その他適切な措置を講じなければならない。

2 産業医は、健康診断の結果により、健康管理上、就業上の措置及び医療面の指導を必要と認めた職員に対しては、別表第1に定める区分に応じ指導区分を決定しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第15条 理事長は、第11条の健康診断を受けた職員に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

2 職員は、前項の規定により通知された健康診断の結果を利用して、その健康の保持に努めなければならない。

(健康診断実施報告)

第16条 理事長は、第11条第1項第2号の健康診断を実施したときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(健康診断結果の記録)

第17条 理事長は、第11条の健康診断の結果について、法令で定める健康診断個人票を作成し、記録の上、5年間保存しなければならない。

(健康診断に関する秘密の保持)

第18条 健康診断の実施の事務に従事する職員は、その実施に関して知り得た職員の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(面接指導等)

第19条 理事長は、職員の労働時間の状況が、休憩時間を除き1週間当たり38時間45分を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者に対しては、産業医による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 職員は、前項の要件に該当する場合は、遅滞なく申し出を行い、面接指導を受けなければならない。ただし、産業医が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を理事長に提出したときは、この限りでない。

3 理事長は、第1項又は前項ただし書による面接指導の結果に基づき、職員の健康を保持するために必要な措置について、産業医の意見を聴かななければならない。

4 理事長は、前項の規定による産業医の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、産業医の意見の衛生委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

5 理事長は、前各項に基づく面接指導の結果を記録し、これを5年間保存しなければならない。

第20条 理事長は、前条第1項の規定により面接指導を行う職員以外の職員であって健康への配慮が必要な次に掲げる職員については、面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

(1) 長時間の労働により、疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している職員

(2) 前号に掲げるもののほか、理事長が定めた面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置の実施に関する基準に該当する職員

2 前項第1号に掲げる職員に対して行う面接指導の実施又は面接指導に準ずる措置は、当該職員の申し出により行うものとする。

第21条 前2条に定める面接指導又は面接指導に準ずる措置の実施及び事後措置の実施に当たっては、第18条を準用する。

(病者の就業禁止)

第22条 理事長は、伝染性の疾病その他の疾病で、次のいずれかに該当する職員については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる職員について伝染予防の措置をした場合は、この限りでない。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者

(2) 心臓病、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 理事長は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医の意見を聴かなければならない。

3 第1項により就業を禁止された職員は、医師の指示を厳守し、速やかに病状が回復するよう入院又は通院して療養に専念しなければならない。

4 就業を禁止された職員が、疾病が平癒し、職務に復帰しようとする場合は、理事長は、あらかじめ、当該職員から治癒にかかる証明書の提出を求め、産業医に意見を求めなければならない。

第4章 安全衛生教育

(安全衛生教育)

第23条 理事長は、職員を雇い入れたときは、当該職員に対し、法令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、職員の作業内容を変更したときについて準用する。

3 理事長は、危険又は有害な業務で、法令で定めるものに職員を就かせるときは、法令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

第5章 安全管理

(職員の危険を防止するための措置)

第24条 理事長は、法令の定めるところにより、機械、爆発性の物及び電気等による職員の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第25条 理事長は、災害発生の際に急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、職員を作業場等から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第6章 災害が発生した場合の措置

(災害発生時の措置)

第26条 職員は、災害が発生した場合は、被災した職員、学生及びその他の被災者の救護を行うとともに、災害が拡大するおそれがある場合は、当該災害場所を立入禁止にするなど適切な処置を講じ、第2次災害の発生を防ぐよう対処し、直ちに衛生管理者に報告しなければならない。

2 衛生管理者は、前項の災害が発生した場合は、遅滞なく理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、前項の報告があった場合は、すみやかに災害の発生原因、再発防止対策等の措置を検討し、その結果を衛生委員会に付議しなければならない。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規程第23号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月1日規程第28号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

別表第1

指導区分				事後措置の内容
区分		内容		
就業上の措置	A	通常勤務	通常の勤務でよいもの	
	B	就業規制	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、就業場所の変更等の措置を講じる。
	C	要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。
医療の面	1	要医療	医師による直接の医療行為を必要とするもの	
	2	要観察	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	
	3	異常なし	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	